

中小企業の皆さまへ……保証協会からのお知らせ

10月1日から 信用保証制度の仕組みが変わります

信用保証協会の信用保証をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成19年10月1日より、全国の信用保証協会において、「責任共有制度」を導入することとなりました。同制度導入の趣旨や導入方法等につきまして、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■「責任共有制度」について

「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的としています。

現行の信用保証制度では、ご融資金額の100%を信用保証協会が信用保証していますが、責任共有制度導入後は、原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任共有を図ります。

■ご負担いただく保証料

責任共有制度の対象となる保証については、原則として、保証料は現行に比べると低くなります。また、お客様のお取引金融機関が部分保証方式または負担金方式のいずれであっても、ご負担いただく保証料は同じです。

■責任共有保証料率について

責任共有制度の対象となる保証制度のうち、弾力化対象の保証制度については、次の保証料率が適用される予定です。（当座貸越根保証等一部は除く）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

なお、責任共有の対象とならない制度については、現行通りとなります。

責任共有外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
--------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

■責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となります。

なお、下表の保証制度は対象から除かれます。

また、従来から部分保証で取り扱っていた特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証。19年8月売掛債権担保融資保証から改正）は、責任共有制度導入後も引き続き部分保証となります。

責任共有対象除外の保証制度	<ul style="list-style-type: none">①経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号にかかる保証②災害関係保険にかかる保証③創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証（再挑戦支援保証を含む）④特別小口保険にかかる保証⑤小口零細企業保証制度（新設の全国統一保証制度）⑥求償権消滅保証⑦破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）⑧事業再生保証（DIP保証）
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■「小口零細企業保証制度」(新設予定)について

責任共有制度の導入に併せて、小規模事業者の方々向けに設けられる全国統一保証制度です。

なお、ご利用いただける保証限度額は、お客様の信用保証協会保証付き融資残高（根保証の場合は融資極度額、部分保証は融資額）により決まります。

ご利用いただける方	従業員数20人以下（商業またはサービス業の方 従業員数5人以下） ※ 中小企業信用保険法第2条第2項に定める「小規模企業者」の方が対象となります。		
保証限度額等	1,250万円 ※ 既にご利用いただいている保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内となる新規の保証に限ります。		
資金用途	事業資金		
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引 ※ 極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）は除きます。		
ご返済方法	一括または分割返済	貸付金利	金融機関所定利率

※ 制度の詳細についてはまだ決まっていません。なお、お申し込みは、10月1日からとなります。

— 信用保証で広がる夢のおてつだい —



<http://www.cgc-wakayama.jp/>

本 所 (住所) 和歌山市十二番丁39番地 (電話) 大代表 073-423-2255
田辺支所 (住所) 田辺市朝日ヶ丘24番15号 (電話) 0739-22-4666